

子どもはお国のためにあるんじゃない

教育基本法改悪に反対します

武 富 瑞 夫

9月28日に発足した安倍内閣は「教育改革を最優先する」としています。現在の教育のどこを、どのように改革しようというのでしょうか。それは次の臨時国会でも審議される教育基本法の改悪に外ありません。教育基本法は、教育についての憲法であり、「美しい日本」の理念を描き、教育の力によって平和な民主国家の担い手を育成しようという法律です。平和憲法に先立つ1947（昭和47）年4月に施行されました。憲法と一体となったもので、日本国の背骨とすべき法律です。

この法律は、戦争と戦前の教育に対する深い反省から作られたと言われていません。戦前の学校では「教育勅語」が、法律以上の強制力をもち、学校を支配していました。「お国のため、天皇のため」に命を投げ出すのが、国民の最高のつとめだと子どもたちに教えるのが学校教育でした。こうした教えを受けて育てられた子どもたちは、侵略戦争に駆り出され、忠実な兵士になっていきました。教育基本法は、この「教育勅語」を廃止し、それに代わるものとして作られたのです。だから、子どもの自主性を尊び、徳目を強制することを慎み、国が教育を不当に支配することを禁じる内容になっています。

今回、政府が提案した「教育基本法改正案」では、多くの徳目を並べていますが、注目されるのは「わが国と郷土を愛する」という文言が入っていることです。さらに「教育は不当な支配に服することなく」とあるところに「教育はこの法律及び他の法律の定めるところによって行われる」と付け加えていることです。政府が「日本国民はこうあるべきだ」と考えた方向に子どもたちを教育することになります。政府が軍備を強化し、アメリカと一緒に戦争することを目指せば、それに従順な国民を育てることができるようになります。教育基本法改悪によって「お国のために命を捧げる」国民を育てる“改革”が行われるようになっているのです。安倍総理は、「国のためなら命を投げ出す」と言っているようですが、その考えを国民に強要することになる法律“改正”です。満州事変に始まる一五年戦争を侵略戦争とは認めない歴史認識の持ち主ですから、教育基本法改悪後は、憲法の改悪、彼に言わせると「新しい憲法」づくりを進めるでしょう。平和で民主主義の戦後社会がいま破壊される危機に立っています。

10・11月予定

	火曜日（市民パートナーステーション）					金曜日（栄町公民館）			
10月	3日	10日	17日	24日	31日	6日	13日	20日	27日
11月	7日	14日	21日	28日	-	10日	24日		

スタッフ会議（10月31日）

11月は3日（祝日）17日（公民館の文化祭）ということから2回だけになります。

21周年集会

川口自主夜間中学として発足して21年目を迎えることになりました。20周年を迎えた後はいくつかの改革が行われ、9月からは、駅に近いかわぐち市民パートナーステーションで行われるようにもなりました。これからの活動が大きく期待されているところでもあります。今年の集会では、教育講演として、虐待問題に詳しい埼玉新聞の記者小宮純一さんを招いて行われます。友達を誘って多数参加してください。

日時 10月7日（土）
13時より
場所 かわぐち市民パートナーステーション

社会科見学

夢の島植物園 清掃工場

別紙のように、社会科見学を行います。普段行くことのできない場所も見学をすることが出来ます。生徒さんを始め友達もたくさん誘って参加をしてください。秋空の下、交流もかねて楽しい1日にしましょう。